

で福建等処承宣布政司に至り投納せしむ。督撫兩院に転詳して題明し、陪臣毛興龍等をして表文・方物を齎解し、京に赴きて聖禮を叩祝せしむるを乞為う外、所有の原船二隻は、仍お貴司歴貢の事例を查明し、其の余の員役を將て、来歲夏至の期の汛に於て、時に及んで遣発して国に回るを賜わるを准さんことを乞う。末員海上に濤に驚くに至らざらん。皆貴司の再生の徳に出ずる者なり。

更に去冬、特に都通事梁成楫・使者温允俊等を差わして、水梢を率領し、海船一隻に坐駕して、前んで福建地方に抵り、皇上の勅書併びに欽賜の物件を迎接せしむ。貢使毛得範・鄭職良等と共に、該応に一齊に国に回るべし。擬せず、今夏より冬に至るも、未だ帰帆するを見ず。四十年四月内に発せる船一隻に至りては、都通事鄭士綸等を差わして、難商陳明等を駕送して閩に至らしむるも、亦た未だ回るを見ず。何の故なるかを知らず。誠に恐る、海洋測り匡くして、或いは颶風に遭いて遠飄せるか、或いは汛に阻まれて閩の地に留滞せるか、俱に未だ定むべからず。伏して貴司恩を垂れ、来夏の早汛に于て速やかに貢船を摘回し、国に帰るを賜わんことを乞う。尤も梁成楫・鄭士綸等の兩船を將て、并せて発遣して歸らしめんことを祈る。感佩渥り無し。理として合に貴司に移咨すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙四十一年（一七〇二）十月初八日

注（1）都通事梁成楫・使者温允俊等を差わして（〇二一〇四）（〇二一〇五）がその際の文書。

（2）擬せず はからずも、思いもよらず。

（3）四十年四月内に発せる船一隻（〇二一〇一）（〇二一〇二）がその際の文書。

（4）俱に 校訂本では「但」とするも、後の（〇二一〇三）などから「俱」と訂正。

（5）感佩 深く心に感じて忘れないこと。

2-02-09

国王尚貞の、進貢のため耳目官毛興龍等を遣わすむねの符文

（一七〇二、一〇、八）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十一年の貢期に当り、特に耳目官毛興龍・正議大夫蔡応祥・都通事蔡灼等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔等の方物を装運して兩船に分載す。一船は義字第七十四号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第七十五号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載

し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所擬の差去する員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第七十三号半印勘合の符文を給して都通事蔡灼等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅慢するを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 毛興龍 人伴一十二名

正議大夫一員 蔡応祥 人伴一十二名

都通事一員 蔡灼 人伴七名

在船都通事二員 毛文善
①金璋 人伴九名

在船使者四員 毛文傑・毛温良
向自長・伊善遜 人伴一十六名

存留通事一員 曾曆 人伴六名

在船通事一員 蔡文漢 人伴五名

管船火長・直庫四名 阮玠^⑤・魏鳳^⑥・松永茂・長立助

右の符文は都通事蔡灼等に付す。此れを准ず

康熙四十一年（一七〇二）十月初八日

注（一）金璋 一六六一—一七三二年。久米村金氏（具志堅家）十世。

赤嶺秀才。正議大夫。この進貢の帰途に風のため大島に漂着、

鹿兒島を経て帰国した（『家譜（二）』一六〇頁）。

（二）毛温良 座喜味親方盛守。一六七七一—一七三八年。首里毛氏（座喜味家）八世。家譜には在船使者に任じた記録はない（『家譜（二）』一七一七頁）。

（三）曾曆

一六七七一—一七四六年。久米村曾氏（仲宗根家）七世。砂辺親方。のちに名を信と改めた。久米村総役に陞る（『家譜（二）』三九五頁）。〔〇五—〇二〕参照。

（四）蔡文漢

生没年不詳。久米村蔡氏（具志家）十一世。蔡文溥の弟（『家譜（二）』三〇一頁）。

（五）阮玠 生没年不詳。久米村阮氏（卒宮城家）五世（『家譜（二）』一五三頁）。

（六）魏鳳 生没年不詳。久米村魏氏（慶佐次家）五世（『家譜（二）』二三頁）。

2-02-10

国王尚貞の、進貢のため耳目官毛興龍等を遣わすむねの執照

（一七〇二、一〇、八）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙四十一年の貢期に当り、特に耳目官毛興龍・正議大夫蔡応祥・都通事蔡灼等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢を率領せしむ。每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅